



- (6)無制限通話料を開設し、又はこれを誘導する行為
- (7)他の契約利用者の設置・CATVネットワーク、又は運営に支障をきたす行為
- (8)他人にりすまして情報を送信又は表示する行為
- (9)受信者の意に反して、広告、宣伝、勧誘のメールを送信する行為
- 00その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- 01前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを張る行為

- 第3 8条(反社会的勢力の排除について)
- 加入申込者は、自らが暴力団その他これらに類する者(以下「反社会的勢力」という)、又は反社会的勢力と密接な関係を有する者ではないことを確約し、また、将来に渡っても該当しないことを確約するものとします。
  - 加入申込者又は契約者が、前項の確約に違反したことが判明した場合、また前項の確約に反する申告をしたことが判明した場合、当社は何ら催告することなく、本契約の申込を不承認、又は直ちに本契約を解除することができるものとします。
  - 契約の申込を不承認、又は本契約の解除をした場合に加入申込者又は契約者に損害が生じても、当社は何らこれを賠償ないし補償しないものとします。

- 第3 9条(相互接続事業者のインターネット接続サービス)
- 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
- 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

- 第4 0条(個人情報保護方針)
- 個人情報収集するにあたり公正かつ適切な方法で収集し、取得した個人情報については、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置に努めます。
- 収集した個人情報は、下記の目的で利用します。
    - (1)当社サービスの提供に伴う上位会社(番組供給会社・上位プロバイダ、KDDI株式会社等)への登録
    - (2)ケーブルテレビ工事・インターネット工事及び契約者サポート又はメンテナンスに伴う各業者への業務委託
    - (3)顧客管理・運用強化及びCATV設備の保守管理に伴う業務(顧客管理システム会社・損害保険会社等)
    - (4)サービスの提供・サービスの利用促進・サービス向上を目的とする各種ツールや通知又は各種状況調査業務
  - 当社サービスの料金の課金、請求、回収、督促、集金などに関する業務
  - 当社は次に掲げる場合を除き、予め契約者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて個人情報を取扱うことはありません。
    - (1)秘密保持契約を締結した先への業務委託
    - (2)法令又は裁判所その他の公的機関もしくはこれに準ずる機関の開示を請求する場合
    - (3)本人又は第三者の生命・身体・財産その他権利利益を侵害するおそれがある場合
    - (4)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成促進を侵害するおそれがある場合
  - お客様が個人情報の取扱い及び事実と異なる情報の訂正等を希望される場合、当社窓口(0120-344-372)までご連絡いただければ、合理的な範囲で回答ならびに訂正を致します。
  - 当社は、個人情報の保護及び適正な取扱いについて従業員等に指導を行い、また、個人情報保護に関する法令その他規範を遵守するとともに、上記各項における取組みを適宜見直し改善します。

- 第4 1条(技術的事項及び技術資料の閲覧)
- 当社は、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を、当社において閲覧に供します。

- 第4 2条(営業区域)
- 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

- 第4 3条(閲覧)
- この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

- 第4 4条(管轄裁判所)
- この契約約款に定める事項に関する訴訟については、当社の所在地を管轄する裁判所を唯一の管轄裁判所とします。

附則 この改正規定は2022年7月1日から施行します。

ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求に関する規約
<p>第1条(規約の適用)</p> <p>本規約は、テレビ小山放送株式会社(以下「当社」という)と「ケーブルプラス電話サービス契約約款」を承諾し、KDDI株式会社(以下「KDDI」という)より当社を介してケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」という)の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>当社及びKDDIがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。</li></ol> <p>第2条(規約の変更)</p> <p>当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>当社が別に定めのこととしている事項については、随時変更することがあります。</li></ol> <p>第3条(契約の成立)</p> <p>ケーブルプラス電話の加入契約は、契約申込者が本規約及びKDDIケーブルプラス電話契約約款を承諾し、当社所定の加入契約申込書に所要事項を記入のうえ当社に提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には申し込みを承諾することがあります。 <ol style="list-style-type: none"><li>(1)ケーブルプラス電話接続回線(以下「電話接続回線」という)を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。</li> <li>(2)申し込みをした者が、ケーブルプラス電話に係る料金(以下「電話サービス料金」という)又は工事に関する費用などの支払いを怠る恐れがあるとき。</li> <li>(3)申込者の記載事項に、虚偽、不備(名義、捺印、記入漏れ等)がある場合。</li> <li>(4)加入申込者が20歳未満のとき。</li> <li>(5)料金などのお支払い方法について当社が定める方法に従っていただけないとき。</li> <li>(6)その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</li></ol></li></ol> <p>第4条(設備の設置)</p> <p>契約者は、ケーブルプラス電話への申し込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要な設備の設置を実施することに同意したものとします。その工事及び保守等は、当社所定の機器、工法などにより当社又は当社が指定する業者が行うものとします。尚、終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。契約(あるいは申し込み)が撤回され、又は契約が解除された場合、契約者は直ちに終端装置を当社へ返却するものとします。尚、当社に返却がない場合、当社が別に定める損害金を請求します。</p> <p>第5条(契約者の履行義務)</p> <p>電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内などにおいて、当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置などの設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>機器の設置、撤去、保守などの工事、点検などを行う為に、必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、契約者は予めその承諾を得るものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。</li> <li>契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や、管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。</li> <li>契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し又は線束その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意又は過失により終端装置を故障、破損させた場合は、第4条で規定する未返却時の損害金を適用し、当社に支払うものとします。</li></ol> <p>第6条(サポート)</p> <p>契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題ないことを確認の上、当社に申告していただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>前項の申告に基づき、当社は当社及びKDDIの設備の修理又は対応(以下「サポート」という)ののための手配を行います。但し、利用環境・容量及び申告の時間帯などにより対応できない又は相応の時間を要する場合があります。</li> <li>第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題のある場合、並びに当社、又はKDDIの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合は、当社が別に定める料金を、当社が別に定める期間、当社が別に定める損害金を請求します。</li></ol> <p>第7条(債権譲渡)</p> <p>契約者は、KDDIケーブルプラス電話契約約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDIの定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを承諾するものとします。また、この場合、契約者は、当社及びKDDIが契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。</p> <p>第8条(料金)</p> <p>ケーブルプラス電話設備の設置に伴う料金等は契約者負担とし、その額は別に定めることとします。また、KDDIが提供するケーブルプラス電話に係る料金は「ケーブルプラス電話約款」に定めるところによります。</p> <p>第9条(割増金)</p> <p>契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とする)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。</p> <p>第10条(延滞利息)</p> <p>契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の割合で計算した得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。</p> <p>第11条(請求と支払等)</p> <p>契約者は、各月の電話サービス料金及び工事費などを金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日までに毎月支払いを行うものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>前項にかかわらず、当社が別に認める場合には、契約者は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができるものとします。但し、金融機関に係る振込手数料等は、契約者の負担とします。</li> <li>契約者は当社が電話サービス料金及び工事費などの収納業務を取納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。</li> <li>当社は請求書、領収証は発行いたしません。尚、通話明細については、KDDIが契約者に提供するホームページにて確認できるものとします。</li></ol> <p>第12条(契約の解除)</p> <p>当社は、次の場合には、KDDIを通じ、その利用契約を解除することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1)電話サービス料金又は工事費などその他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。</li> <li>(2)契約の申し込みにあたって、事実と反する記載を行ったことなどが判明したとき。</li> <li>(3)当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、又はもしくは損壊し、又はその設備に線束その他の導体を接続したとき。</li> <li>(4)電気通信回線の地中化など、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で電話サービス継続ができないとき。</li> <li>(5)本規約又はKDDIが定めるケーブルプラス電話約款に違反した、又は違反するおそれがある場合。</li> <li>(6)その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</li> <li>尚、契約者は契約解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。</li></ol> <p>第13条(利用の停止)</p> <p>契約者が第9条に定める費用について、電話サービス料金又は工事費などその他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるときはケーブルプラス電話の利用を停止することができます。</p> <p>第14条(承諾の限界)</p> <p>当社は契約者から工事その他の請求があった場合、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その請求をした者に通知します。但し、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>第15条(契約者に係る情報の利用)</p> <p>当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先などの情報を、個人情報の保護に関す</p>

る法律に準じ、本規約及びKDDIが定めるケーブルプラス電話約款に係る業務の遂行上必要な範囲で適切に利用します。

- 第1 6条(責任及び免責事項)
- 当社は、天災・事変・その他何らかの理由によるケーブルプラス電話サービスの停止・不能についての損害の賠償請求には応じません。但し、当社の故意又は重大な過失によりケーブルプラス電話サービスの提供をしないときは前項は適用しないものとします。
- 契約者がケーブルプラス電話サービスにより第三者に損害を与えた場合、当該契約者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- 第1 7条(個人情報保護方針)
- 個人情報収集するにあたり公正かつ適切な方法で収集し、取得した個人情報については、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置に努めます。
- 収集した個人情報は、下記の目的で利用します。
    - (1)当社サービスの提供に伴う上位会社(番組供給会社・上位プロバイダ、KDDI株式会社等)への登録
    - (2)ケーブルテレビ工事・インターネット工事及び契約者サポート又はメンテナンスに伴う各業者への業務委託
    - (3)顧客管理・運用強化及びCATV設備の保守管理に伴う業務(顧客管理システム会社・損害保険会社等)
    - (4)サービスの提供・サービスの利用促進・サービス向上を目的とする各種ツールや通知又は各種状況調査業務
  - 当社は次に掲げる場合を除き、予め契約者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて個人情報を取扱うことはありません。
    - (1)秘密保持契約を締結した先への業務委託
    - (2)法令又は裁判所その他の公的機関もしくはこれに準ずる機関の開示を請求する場合
    - (3)本人又は第三者の生命・身体・財産その他権利利益を侵害するおそれがある場合
    - (4)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成促進を侵害するおそれがある場合
  - お客様が個人情報の照会及び事実と異なる情報の訂正等を希望される場合、当社窓口(0120-344-372)までご連絡いただければ、合理的な範囲で回答ならびに訂正を致します。
  - 当社は、個人情報の保護及び適正な取扱いについて従業員等に指導を行い、また、個人情報保護に関する法令その他規範を遵守するとともに、上記各項における取組みを適宜見直し改善します。

- 第1 8条(紛争の処理)
- この規約は、KDDI株式会社について、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

- 第1 9条(定めなき事項)
- 本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

附則 この規約は平成26年4月1日から施行します。

クレジットカード支払いに関する規約
<p>(1)クレジットカードを窓口で提示して支払うことはできません。</p> <p>(2)クレジットカード会社の締め切り日その他の都合により、手続きに1ヶ月程かかることがあります。</p> <p>(3)クレジットカードが当会社への確認結果で、お取り扱いできない場合があります。その際は、お取り扱いできない旨を通知するとともに、クレジットカード支払申込み以前の支払方法を継続させていただきます。</p> <p>(4)無効あるいは変更理由にカード番号などを変更される場合、遅滞なくその旨をテレビ小山放送まで連絡することとします。</p> <p>(5)前項の連絡があった場合でも契約者への連絡なくクレジットカード会社に確認の上、新しいクレジットカード番号での支払となる場合があります。</p> <p>(6)指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合や、クレジットカードの利用代金支払状況によっては、一方的に本手続きを解除することがあります。</p> <p>(7)クレジットカードが当会社から発行される利用明細やWEB明細サービス等に記載されるご利用店名は「テレビオヤマホウソウ」となります。</p> <p>(8)毎月13日を利用日とし、支払日はクレジットカード会社の規定に準じます。</p> <p>附則 この規約は2020年10月1日から施行します。</p>

初期契約解除制度に関する規約
<p>テレビ、インターネット、ケーブルプラス電話、ケーブルプラスマホの各サービスは初期契約解除制度の対象となります。</p> <p>(1)契約者は、サービス提供開始日もしくは本契約の内容受領日(いずれか遅い日)から起算して8日を経過するまでの間、書面、又は電話で加入契約の解除ができるものとします。</p> <p>(2)加入契約解除を行う旨の書面を契約者が発信したときはその効力を生じます。電話の場合は、当社が契約者からの申し出を受けた日(その効力を生じます)。</p> <p>(3)登録料、既に実施した工事費用、申込み前の現状復帰にかかる費用(撤去工事費用含む)は、契約者が負担するものとします。</p> <p>(4)契約者が加入契約の解除を求めた書面の優先及び記載順は、別紙のご契約の内容上に記載されている通りです。</p> <p>(5)当社が初期契約解除制度について事実と異なる内容を告げ、契約者がそれを事実であると誤認し、これにより契約者が8日間を経過するまでに契約解除できなかった場合、当社が改めて初期契約解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から8日間は加入契約を解除できるものとします。</p>

附則 この規約は2020年10月1日から施行します。

登録料・工事費等(税込)	契約約款別表・料金表	
登録料及び更新料		
登録料	3,300円	初回申込時、サービス追加時に必要
バックアップ更新料	2,200円	
集合住宅用プラン更新料	1,100円	
導入工事費		
テレビ導入工事	39,600円	分割支払いの場合は月額1,650円
インターネット導入工事	39,600円	分割支払いの場合は月額1,650円
標準宅内工事費		
IP-STB設置費	3,300円	
解約撤去工事費		
テレビ解約撤去工事(引込線撤去の場合)	22,000円	
ケーブルテレビ解約撤去工事(引込線撤去を伴わない場合)	最大22,000円	2年経過で無料
ケーブルテレビ対応集合住宅の各種解約(店子)	無料	
セット契約又はパケット契約からテレビ解約	5,500円	
セット契約又はパケット契約からインターネット解約	無料	
セット契約又はパケット契約からみるプラスセットの解約	5,500円	
単独配線撤去工事(インターネット、ケーブルプラス電話)	5,500円	
体念・再開工事費		
完全体念(引込線撤去を伴う)	11,000円	再開時無料
完全体念(引込線撤去を伴わない)	5,500円	再開時2,750円
おうちでカンタンWi-Fiのみ体念	5,500円	再開時2,750円
インターネットサービスのみ体念(単独配線無し)	無料	再開時2,750円
インターネットサービスのみ体念(単独配線撤去)	5,500円	再開時11,000円
移転・移設工事費		
移転・移設工事	11,000円	
解除料		
最低利用期間1年未満の解約に伴う解除料(テレビ)	11,000円	
最低利用期間1年未満の解約に伴う解除料(インターネット)	インターネット	月額割増1ヶ月分
更新期間外バックアップ解除料	2,200円	
更新期間外集合住宅プラン解除料	1,100円	1サービスにつき
多機能STB解除料(1年未満の解約時に発生)	11,000円	
milplus(みるプラス)解除料(1年未満の解約時に発生)	1,320円	
おうちでカンタンWi-Fi解除料(1年未満の解約時に発生)	880円	
修理工事・機器販売費		
同軸ケーブル配線工事	11,000円	1箇所につき
戸建用ブースター取付け・交換	11,000円	
戸建用BS混用ブースター取付け・交換	14,300円	
集合住宅用ブースター取付け・交換	別途お見積り	
アンテナ撤去工事	8,800円～	
分配器各種取付け・交換	3,300円～	
地デジ/BS・CS分波器取付け・交換	5,500円	
CSチューナー取付け・交換	3,300円	1箇所につき
HDMIケーブル販売・取付け	1,100円	
地デジ/BS・CS分波器ケーブル販売・取付け	2,200円	
2分配ケーブル販売・取付け	2,200円	
STB撤去	3,300円～	
STBリモコン交換	5,500円	
USB-HDD(1TB)販売・取付け	10,450円	
無線ルーター販売・取付け	7,700円	
B-CAS、C-CASカード再発行	各1,650円	
おうちでカンタンWi-Fi端末機設置費	3,300円	
お問い合わせ		
基本お問い合わせ	2,200円	
インターネット・周辺機器設定	1,100円～	
テレビ・録画機器接続設定	1,100円～	テレビ本体の設置は含まない

項目	料金	備 考
マックスコース基本利用料	4,840円	
マックスコース追加利用料	2,860円	1台につき
ハッピーコース基本利用料	3,960円	
ハッピーコース追加利用料	1,980円	1台につき
ミニコース基本利用料	2,640円	新規・追加・コース変更等の受付は終了済
ミニコース追加利用料	1,760円	1台につき・新規・追加・コース変更等の受付は終了済
録画・ブレイ利用料	2,200円	1台につき。マックス・ハッピー・ミニコース利用料に加算請求
薬箱利用料	1,210円	1台につき。マックス・ハッピー・ミニコース利用料に加算請求
再送信利用料	1,100円	支払単位は半年または年払い
施設利用料	550円	共聴施設向け地上デジタルコース。支払単位は年払いのみ
集合住宅・共同住宅	550円×戸数	
WOWOW	2,530円	3チャンネルセット加入
スターチャンネル	2,530円	3チャンネルセット加入
J SPORTS 4	1,430円	
FIGHTING TV サムライ	1,430円	
東映チャンネル	1,650円	
衛星劇場	2,200円	
アニマシアター-X	1,980円	
フジテレビ NEXT	1,100円	マックスコースご利用者に限る
フジテレビセット	1,650円	3チャンネルセット加入
Mnet	2,530円	
KNTV	3,300円	
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,970円	
グリーンチャンネル 1・2	1,320円	2チャンネルセット加入
レジャーチャンネル	1,100円	
SPEEDチャンネル	990円	
レインボーチャンネル	2,530円	
ミッドナイト・ブルー	2,530円	
パラダイステレビ	2,200円	
ゴールデンセット(上記3chセット)	3,300円	レインボーチャンネル・ミッドナイト・ブルー・パラダイステレビ3チャンネルセット加入
ブレイボーイチャンネル	2,750円	
レッドチェリー	2,750円	
チェリーブーム	2,530円	
プラチナセット(上記3chセット)	3,300円	ブレイボーイチャンネル・レッドチェリー・チェリーブーム3チャンネルセット加入
光ハイブリッド160Mコース利用料	5,390円	HFCサービス
光ハイブリッド30Mコース利用料	4,180円	HFCサービス
光ハイブリッド2Mコース利用料	3,410円	HFCサービス
光100Mコース利用料	5,390円	FTTHサービス
光30Mコース利用料	4,400円	FTTHサービス
インターネット体念ID継続料	550円	インターネット体念IDを保持する際の継続料
おうちでカンタンWi-Fi利用料	880円	2台セット。1台追加は550円
プライムバック利用料	7,623円	2年更新型
プライムバックII利用料	7,623円	2年更新型

※利用料金は当社が指定する金融機関から口座振替、又はクレジットカード支払いによってお支払いいただきます。口座振替日は毎月10日(土日祝日の場合は翌営業日)になります。クレジットカード支払いについてはクレジットカード支払いに関する規約に準じます。
※ケーブルテレビ利用料は当月請求、オプションチャンネル利用料は翌月請求、インターネット利用料、ケーブルプラス電話基本料及び通話料は翌々月請求になります(一部例外もあり)。
※上記利用料にはNHK放送受信料(地上波・衛星波)は含まれておりません。
※WOWOWについては、株式会社WOWOW衛星デジタル有料放送サービス約款に準じて取り扱います。

ケーブルプラス電話サービス第8条に定める料金					
区分	対象者	工事内容	単 位	建物形態	
				戸建	集合住宅
本サービスの加入時	他サービス既契約者	追加工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	他サービス未契約者	新規工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解約時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

※本書面の金額は消費税率10%で記載しております。消費税が改定された場合、税率に従ってご請求いたします。